

津市消防団表彰規程

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 2 4 号

改正 平成 1 8 年 8 月 2 3 日消防本部訓第 6 5 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日消防本部訓第 1 3 号

平成 2 4 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市消防団の組織等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 2 4 号。以下「規則」）という。）第 2 2 条の規定に基づき、表彰及び感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第 2 条 規則第 2 0 条の規定による方面団及び分団の表彰は、次の各号のいずれかに該当する方面団及び分団について行う。

- (1) 火災その他の災害の予防、警戒又は鎮圧に関し功労が顕著であるとき。
- (2) 火災その他の災害の予防、警戒若しくは鎮圧又はその他の消防団業務に関し、功績が顕著であるとき。
- (3) 規律厳正にして訓練に精励し、かつ、消防団活動について、その成績が優良であるとき。

2 規則第 2 0 条の規定による消防団員（以下「団員」という。）の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 任務遂行上、その功績が特に顕著で団員の模範であるとき。
- (2) 4 0 年以上職務に精励し、その功労が特に顕著で団員の模範であるとき。
- (3) 3 0 年以上職務に精励し、その功労が顕著で団員の模範であるとき。
- (4) 2 0 年以上職務に精励し、その功績が顕著であるとき。
- (5) 1 0 年以上勤続し、職務に精励したとき。
- (6) 5 年以上勤続し、団員として平素における成績が特に優良であるとき。

3 前 2 項に規定する表彰は、次の各号に掲げる対象に応じて、当該各号に定めるものを授与して行う。

- (1) 消 防 団 表彰状
- (2) 分 団 表彰状
- (3) 消防団員 表彰状及び徽章

4 市長は、被表彰者が著しく規律を乱し、又は名誉をき損したときは、表彰によって授与したものを返納させることができる。

第3条 表彰は、次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対して授与する。

- (1) 功績章 第2条第2項第1号に該当する団員
- (2) 特別功労章 第2条第2項第2号に該当する団員
- (3) 永年功労章 第2条第2項第3号に該当する団員
- (4) 永年勤続章 第2条第2項第4号に該当する団員
- (5) 勤続章 第2条第2項第5号に該当する団員
- (6) 優良章 第2条第2項第6号に該当する団員

2 表彰状は、第2条第1項各号のいずれかに該当する方面団若しくは分団又は同条第2項各号のいずれかに該当する団員に対して授与する。

3 市長は、被表彰者が著しく規律を乱し、又は名誉をき損したと認めるときは、表彰によって授与したものを返納させることができる。

(副賞の付与)

第4条 消防団長は、規則第21条の規定により感謝状を贈呈する場合において、副賞を付与することができる。

(表彰等の上申)

第5条 方面団長は、規則第20条に規定する表彰に該当する事案があるとき、又は規則第21条の規定による感謝状の贈呈に該当する事案があるときは、書面により、消防団長及び消防長を経て市長に上申しなければならない。

(表彰等の時期)

第6条 表彰及び感謝状の贈呈は、毎年、津市消防出初式に行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、随時に行うことができる。

(死亡者の表彰)

第7条 表彰又は感謝状の贈呈を受けるべき者が表彰又は感謝状の贈呈を受ける前に死亡したときは、生前の日付にさかのぼり表彰し、又は感謝状を贈呈する。この場合において、表彰状又は感謝状は、これを遺族に贈与する。

2 前項の遺族とは、団員の2親等以内の親族をいう。

(勤務期間の算定基準日)

第8条 勤務期間の算定の基準日は、毎年1月1日とする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の適用については、団員の勤務期間には、その者がこの訓の施行の日の前日までに合併前の津市消防団、久居市消防団、河芸町消防団、芸濃町消防団、美里村消防団、安濃町消防団、香良洲町消防団、一志町消防団、白山町消防団又は美杉村消防団の団員として勤務した期間を通算するものとする。

附 則（平成18年8月23日消防本部訓第65号）

この訓は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日消防本部訓第13号）

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日消防本部訓第6号）

この訓は、平成24年4月1日から施行する。